

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡町村合併協議会

協議項目	26-11. 児童福祉事業	協議細目
調整方針	<p>(案) 1 児童手当事業については、合併時に関市の制度に統一するものとする。なお、板取村、上之保村及び武芸川町の単独事業については、合併時に廃止するものとする。</p> <p>2 武芸川町における、父子手当については、合併時に廃止するものとする。</p> <p>3 出産奨励手当支給事業における、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町の実施事業については、合併時に廃止するものとする。</p> <p>4 乳幼児医療費助成事業、母子家庭等医療費助成事業及び父子家庭医療費助成事業については、合併時に関市の制度に統一するものとする。</p> <p>5 児童センターの運営事業については現行のとおりとし、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の児童センターの設置については、合併後に検討するものとする。</p> <p>6 子育てサロンの運営については現行のとおりとし、洞戸村及び板取村の地域については、合併後に設置に向けて調整するものとする。</p> <p>7 子育て支援センターの運営については、現行のとおりとする。</p>	
項目	参 考 資 料	
	<p>資料は、第11回合併協議会(16年5月11日)に提出済み。(P32~P36)</p>	